

令和元年度豊丘村特定健診受診について

医療機関で受ける個別健診のお勧め

生活習慣病予防のために受診していただく特定健診は、集団健診（豊丘村の場合はヘルススクリーニング）の他、各医療機関（かかりつけ医等）での個別健診でも受診できます。

個別健診は、かかりつけ医等で特定健診を受診される方が対象となります。

なお、かかりつけ医で血液検査などを実施しており、検査項目がそろっている場合は、検査結果の提出により健診受診とみなされますので、役場 保健衛生係 まで提出していただきますようお願いいたします。

1. 健診期間 令和元年5月1日～令和2年3月31日

2. 受診方法

- ① 医療機関に電話し、特定健診の予約をする
(かかりつけ医の場合は、定期受診の際、同封の受診券を持参して特定健診受診について相談してください。)
- ② 受診予約日に、下記の持ち物を持参し、受診する
- ③ 結果は医療機関から、面接または郵送で通知される
(健診結果によっては村保健師が健康相談に伺います)

3. 持ち物

- ・豊丘村国保保険証
- ・特定健診受診券
- ・健診料金

基本料金 2,500円
詳細検査（心電図・眼底検査） 900円

(詳細健診は、医師の判断により実施。それ以外で心電図や眼底検査希望の場合は、受診医療機関の定める料金により全額自己負担。)

4. 内 容
- 身長・体重・腹囲測定
 - 血圧測定
 - 尿検査
 - 血液検査 肝機能（GOT・GPT・ γ GTP）、中性脂肪、LDLコレステロール、HDLコレステロール、空腹時血糖、ヘモグロビンA1c、クレアチニン、尿酸
 - 診察
5. その他
- * 受診日に豊丘村国民健康保険を脱退され、社会保険に加入されている方は、同封の受診券を利用しての受診はできません。
医療保険を異動された場合の特定健診の受診は、新たに加入された社会保険等にお問い合わせください
 - * 前日から、油物・酒・甘い物、激しい運動を控えてください。
 - * 午前中に健診を受診する場合は、できるだけ水やお茶以外の飲食物はとらないでください。内服薬（特に糖尿病治療薬）については、事前に主治医へご相談ください。
午後受診する場合は、朝食は軽めにし、受診までは水やお茶以外の飲食物はとらないことをお勧めします。
 - * 脱水予防のため、水やお茶は十分にお飲みください。また、血圧の薬を処方されている方は飲んでください。

問い合わせ先

豊丘村役場 健康福祉課 保健衛生係

電話 35-9061